

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月27日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第5条 ミュージアムのうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、<u>特別展示室（常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分を含む。）</u>、講堂及び研修室並びに芸能ホール、県民ギャラリー及び和室（以下「特別展示室等」という。）とする。</p>	<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第5条 ミュージアムのうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、特別展示室、講堂及び研修室並びに芸能ホール、県民ギャラリー及び和室（以下「特別展示室等」という。）とする。</p>

第1号様式 (第6条関係)

香川県立ミュージアム利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

香川県立ミュージアムの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

※利用する施設	特別展示室(全面・A・B) / 常設展示室4及び常設展示室5 / 2階ロビー(A・B・C) / 1階エントランスホール / 講堂 / 研修室									
利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで									
利用目的	行事等の名称									
	行事等の内容									
	利用予定人数									
※冷暖房の使用	有(冷房・暖房)・無									
附属設備及び器具の使用	品名	単位	利用日及び利用数量							
			月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()			
				午前	午後	午後5時以降	午前	午後	午後5時以降	
	講堂・研修室	演台	式							
		司会者台	台							
		机	脚							
		いす	脚							
		マイクロホン	本							
		講堂用拡声装置	式							
		研修室用拡声装置	式							
		調光装置	式							
		水平線ライト	列							
		サスペンションライト	列							
	特別展示室等	ポーターライト	列							
		シーリングライト	列							
		展示ケースA	台							
		展示ケースB	台							
		展示ケースC	台							
		展示ケースD	台							
		展示ケースE	台							
展示台		台								
スポットライト		台								
スポットライト(小)		台								
※電気特別使用	有・無	(電気器具の種別及び定格消費電力)								
利用責任者	住所									
	氏名									
	連絡先 ()	—								
備考										

注1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 常設展示室4及び常設展示室5、2階ロビー又は1階エントランスホールは、特別展示室(全面)と併せて展示の用に供する場合に限り、利用することができます。

3 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいいます。

第1号様式 (第6条関係)

香川県立ミュージアム利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

香川県立ミュージアムの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

※利用する施設	特別展示室(全面・A・B)・講堂・研修室									
利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで									
利用目的	行事等の名称									
	行事等の内容									
	利用予定人数									
※冷暖房の使用	有(冷房・暖房)・無									
附属設備及び器具の使用	品名	単位	利用日及び利用数量							
			月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()			
				午前	午後	午後5時以降	午前	午後	午後5時以降	
	講堂・研修室	演台	式							
		司会者台	台							
		机	脚							
		いす	脚							
		マイクロホン	本							
		講堂用拡声装置	式							
		研修室用拡声装置	式							
		調光装置	式							
		水平線ライト	列							
		サスペンションライト	列							
	特別展示室	ポーターライト	列							
		シーリングライト	列							
		展示ケースA	台							
		展示ケースB	台							
		展示ケースC	台							
		展示ケースD	台							
		展示ケースE	台							
展示台		台								
スポットライト		台								
スポットライト(小)		台								
※電気特別使用	有・無	(電気器具の種別及び定格消費電力)								
利用責任者	住所									
	氏名									
	連絡先 ()	—								
備考										

注1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいいます。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。